

# 大使館便り

第244号 令和5年7月6日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 太田大使からの御挨拶

当地もすっかり初夏を思わせるような気候となり、最近日は差しも強く気温が高い日が続いています。熱中症にはくれぐれもお気を付けください。

さて、そんな暑い気候の中ではありますが、先月はリスボン祭り月間の一つとして、対面としては約3年ぶりに、ヴァスコ・ダ・ガマ庭園にて日本祭りが開催されました。開会式にはポルト市やシントラ市と姉妹都市のある日本の長崎県から、大石知事がセレーノ駐日ポルトガル大使と共に参加されました。日本の現職知事及び駐日ポルトガル大使が日本祭りに参加されることは初めてのことで、画期的であり、日本祭りも多くの人を歓迎して賑わいました。長崎県は今回のポルトガル訪問で、文化やスポーツ、産業などの幅広い分野での連携協定を締結しました。今後、長崎県とポルトガルとの交流関係が一層深化することを祈念しています。

## 2. 政治・経済関係

### (1) ポルトガル投資貿易促進庁（AICEP）新会長兼CEO就任

6月5日、フィリップ・サントス・コスタAICEP新会長兼CEOが就任しました。任期は2026年6月までの3年となります。これに伴い、6月19日、AICEPは新たな任期への目的を発表するセッションを開催しました。開会式で、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣は「国際化するビジネスの難しさに対応するため、ポルトガル企業の能力強化を継続していかなければならない。特に、まだ海外進出をしていないポルトガル企業へのサポートが重要である」と述べました。その後、フィリップ・サントス・コスタAICEP新会長兼CEOは、「我々は、高度技術を持った外国企業をポルトガルに誘致し、高価値で輸出可能な製品を製造したいと考えている」と、更なる海外企業のポルトガル進出を期待する旨を述べると共に、同国の輸出増大について述べました。

### (2) アントニオ・コスタ首相、アンゴラを訪問

6月5日、6日、アントニオ・コスタ首相はアンゴラを訪問し、ジョアン・ロウレンソ/アンゴラ共和国大統領と会談しました。会談後、コスタ首相は、経済・金融分野を中心とする13の二国間協力協定に調印した旨を発表しました。注目すべきは、13の協定の1つである「戦略的協力プログラム2023/2027」です。同プログラムでは、ポルトガルから、アンゴラへの信用供与枠が15億ユーロから20億ユーロへの増額が決められました。アントニオ・コスタ首相は、今後のアンゴラとの協力について、「教育、司法、内政といっ

た従来の分野に加え、観光、行政、デジタル移行、ブルーエコノミーといった新たな分野でも協力を広げていく」と更なる協力の拡大に意欲を示しました。加えて、コスタ首相は、来年4月25日の革命50周年を記念する式典に、アンゴラを含むポルトガル語圏アフリカ諸国の首脳を招待する予定である旨発表しました。

### **(3) レベロ・デ・ソウザ大統領による「ポルトガルの日」への祝辞**

6月10日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ポルトガル北部のペーズ・ダ・レーグアで行われた「ポルトガルの日」を祝う式典に出席し、祝辞を述べました。レベロ・デ・ソウザ大統領は「毎日、私たちは喜びと悲しみの中で、ポルトガルを創造していることを実感している。毎年6月10日は、それぞれ異なる日であり、毎年この日に私たちは約900年の過去を思い起こし、現在への力を倍加させ、新しい未来を夢見るのだ。(中略)ポルトガルは世界で5番目に多く話されている言語であり、南半球で2番目に多く話されている言語、さらに南半球で2番目に多く使われているデジタル言語である。また、約200か国の中から国連事務総長が選出され、再選したのもポルトガル人である」とポルトガルの世界での重要性を強調しました。更に、最後は「この美しいドウロ川の側で、私たちの未来を、現在より更に良いものにするために、再創造しよう。ドウロ川万歳！ポルトガル万歳！」と力強く締めくくりました。

### **(4) ロベルタ・メツォラ欧州議会議長がリスボンを訪問**

6月15日、ロベルタ・メツォラ欧州議会議長はリスボンを訪問し、共和国議会でスピーチを行いました。メツォラ欧州議会議長は演説内で「ヨーロッパは、戦争、経済、気候変動、パンデミック後の回復など、我々が直面している課題は多くあるが、その課題を乗り越えようとする我々を誇りに思っている」と述べると共に、ポルトガルの難民受け入れの姿勢に関して謝辞を示しました。アントニオ・コスタ首相は、来年行われる欧州議会選挙に言及し、「欧州議会は欧州の民主主義の中心である。2024年6月の選挙は、我々が望む欧州を実現すべく意見を述べるができる絶好の機会である」と、自身のツイッターを用いて、来年の欧州議会選挙への投票をポルトガル国民へ促しました。尚、メツォラ欧州議会議長によるポルトガル訪問は、5月にレベロ・デ・ソウザ大統領が欧州議会で演説を行った際にロベルタ・メツォラ議長を招待し実現したものです。

### **(5) インテルカンパス社の世論調査発表**

6月2日、インテルカンパス社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。与党・社会党(P S)の支持率は22.4%(前月比2.8ポイント減)となりました。最大野党・社会民主党(P S D)の支持率は24.1%(前月と同値)となり、最大野党P S Dの支持率が与党P Sを上回りました。その他政党では、左翼連合(B E)、リベラル主導党(I L)、自由党(L i v r e)、人と動物と自然の党(P A N)の支持率は増加しました。

第3政党であるシェーガ党（CH）の支持率は11.8%（前月比1.4ポイント減）となりました。以上の結果を踏まえると、右派政党の合計支持率（44.0%）は、左派政党の支持率（38.0%）を大きく上回ります。

同社による最新の政党別支持率は以下のとおり。

政党	12月	1月	2月	3月	4月	5月
社会党(PS)	27.0	26.3	23.4	25.9	25.2	22.4
社会民主等(PSD)	22.1	24.9	22.8	24.2	24.1	24.1
シェーガ党(CH)	9.6	9	11.6	13.5	13.2	11.8
リベラル主導党(IL)	7.5	6.4	7.4	7.0	7.3	8.1
左翼連合(BE)	7.5	6.3	4.8	6.7	7	7.9
統一民主連合(CDU*)	3.8	3.1	3.9	3.2	4.3	3.8
人と動物と自然の党(PAN)	3.1	3.1	2.4	1.5	2.3	3.6
民衆党(CDS**)	1.9	0.6	0.9	1.3	1.4	2.2
自由党(Livre)	1.7	2.0	1.3	2.4	1.1	2.2

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

### （6）2023年の経済成長率予想の発表

6月16日、ポルトガル銀行は、2023年度の経済成長率予想を発表しました。今回発表された数値は2.7%となり、前回の発表（1.7%）から上方修正となりました。アントニオ・コスタ首相は、「今回のポルトガル銀行の発表において最も重要な事は、この成長はポルトガル経済の構造的変化によるものである」と述べ、政府が行ってきた経済政策の効果について前向きに発言しました。

## 3. 広報・文化関係

（報告）

### （1）「リスボン日本祭り」（Festa do Japão em Lisboa）の開催

6月24日、ベレン地区 Vasco da Gama 公園において、ポルトガル日本商工会議所主催、リスボン市、EGEAC、ベレン区及び当館共催により、リスボン日本祭り（Festa do Japão em Lisboa）を開催しました。

今年は開会式に長崎県知事団一行が出席し、日本ポルトガル交流の長い歴史を再認識する場となりました。また、日本から阿波踊りプロ集団「寶船」と和太鼓・篠笛奏者によるデュオ「朋郎」を迎え、躍動感溢れる踊りと日本伝統楽器による素晴らしい演奏を披露いただきました。さらに、ポルトガルで活動する数多くの武道団体の演武、コスプレなどのイベントや日本食ブースの出展、各種文化団体や姉妹都市による文化ブースの出展が行われました。日本大使館ブースにおいては、浴衣の着付けや書道、日本語会話体験等のほか、日本観

光情報を提供いたしました。そして、祭りの最後にはコロナ禍の下両国の友好に思いを馳せ作成した日本ポルトガル交流の曲「リスボン音頭」に合わせ参加者が一体となり盆踊りを踊りました。

主催・共催いただいた各団体の皆様、炎天下の中御参加いただきました皆様に御礼申し上げます。

当日の様子はこちらから御覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=KUasI6U2pTY>



## (2) 阿波踊り集団「寶船」によるレイリア及びコインブラ公演

「日本祭り」につづき、6月25日レイリア、26日コインブラにて、阿波踊り集団「寶船」による公演を行いました。

レイリア市は1969年に日本・ポルトガル間の第一番目の姉妹都市として徳島市と姉妹都市関係を結び、友好を進めてきました。今回、レイリア市招待によりその友好を象徴すべく徳島発祥の阿波踊りの公演を行いました。公演では伝統的ながらもダイナミックな阿波踊りを披露し、その後ワークショップ形式で参加者とともに阿波踊りを踊り、レイリア市の皆様と交流を深めました。また、コインブラでは、広場及び目抜き通りでサプライズ公演を行い、街行く人々の足を止め、夕刻にはコインブラ大学文学部前広場に会場を移して公演を行いました。



関係者の方々、そして公演に参加いただいた皆様に感謝申し上げます。

(お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp) まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) ワールド・ユース・デイに関する注意喚起

本年8月1日（火）から6日（日）にかけて、カトリックの最大のイベントであるワールド・ユース・デイ（WYDLISBON2023）がリスボンにおいて開催されます。WYD 準備委員会やリスボン市は世界各地から約100万人が集まることを想定しています。

同イベントに先立ち、7月15日頃より世界各地から青年が集まり、ポルトガル各地で交流を深める予定です。8月1日（火）からの本大会では、3日（木）と4日（金）にローマ教皇が参加する予定です。リスボン市内では、エドアルド7世公園から当館が所在するリベルダーデ大通りを参加者が埋め尽くすことが予想されます。

上記のとおり、同イベント開催期間は非常に多くの人々がリスボン市内に滞在することから交通混雑等を始め都市機能が混乱する可能性もあります。つきましては、この時期リスボンを訪問予定の方は、同イベント開催期間は極力避けるようにしてください。

### (2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

2023年4月29日以降、入国時における検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書の提示は不要となりました。一方、同日から、発熱・咳などの症状がある渡航者に対し、主要5空港（成田・羽田・中部・関空・福岡）において、任意でゲノム解析が実施されています。

なお、上記検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書の提示が不要となったことから、これまで利用が推奨されていた入国時の「Visit Japan Web」による検疫手続きも不要となりました。ただし、「入国審査」及び「税関申告」機能は引き続き利用でき、また、外国籍を有する免税購入対象者のうち、在留資格が短期滞在・外交・公用の方は「免税購入」機能も利用可能です。詳細は (<https://v.jw-lp.digital.go.jp/>) を御確認ください。

### (3) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。これらを持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていかないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

#### (4) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てに電話かメールで御来館の予約をお取りください。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しております。その場合、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

#### (5) 旅券（パスポート）の電子申請の開始

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続きが一部オンライン化されています。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合には、電子申請も可能です。その場合、申請時の旅券事務所ないし在外公館への出頭が不要となります。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。 [https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

#### (6) 「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は、当館にお越しいただかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが「在留届」と紐付けられる予定ですので、その観点においても同サイトからの届け出をお勧めします。 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずにお願いします。

#### (7) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレ

ジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## (8) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、消費税免税制度が改正され、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請については、当館 HP ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)) を御確認ください。

(観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

## (9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日6時半から23時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。現在、マイナンバーカードは健康保険証としても使用でき、病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。本年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入されています。

イ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証

以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードがあれば本人確認が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

ウ　カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

#### **(10) 御来館時のお願い**

領事窓口は原則予約制を採用しています。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

#### **(11) 本「大使館便り」を含む当館領事業務への御意見募集**

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに電子メールにて御連絡ください。

#### **在ポルトガル日本国大使館（領事班）**

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)